

アンケート結果概要（刑事裁判）

※ 全地裁分（各本庁及び東京地裁立川支部）についての集計。特に断りのない限り51庁についてのパーセンテージを記載。

○ 修習の意義・理念の指導への反映

基本的かつ汎用的な能力（事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力等）を修得させるべく、サマリー起案や法廷等傍聴後の質疑応答等を通じて能力の「かん養」を図る旨の回答が多かった。また、検察官、弁護人の訴訟活動について、これが裁判員にどのように受け止められたかという点にも留意した指導を行っている旨、争点及び証拠の在り方など公判前整理手続を理解させることにも重点を置いている旨回答した庁も複数あった。

○ 修習ガイダンス

実施率 100%

参加率 94%（2033人中1913人が参加）

内容 ① 修習に臨む心構え・注意事項の伝達 94%

② 自学自修の促し 88%

達成度 所期の目的を達成 63%

主な理由：実務修習の円滑な導入、心構え・動機付け等に役立った
どちらともいえない 33%

○ 刑裁実務修習冒頭段階での修習

・ 合同修習（実務庁）

実施率 76%

内容 ・オリエンテーション・ガイダンス

・司法研修所教材DVD（一審解説）視聴等

・ 導入起案（研修所教官）

知識・能力の伸張を感じた 71%

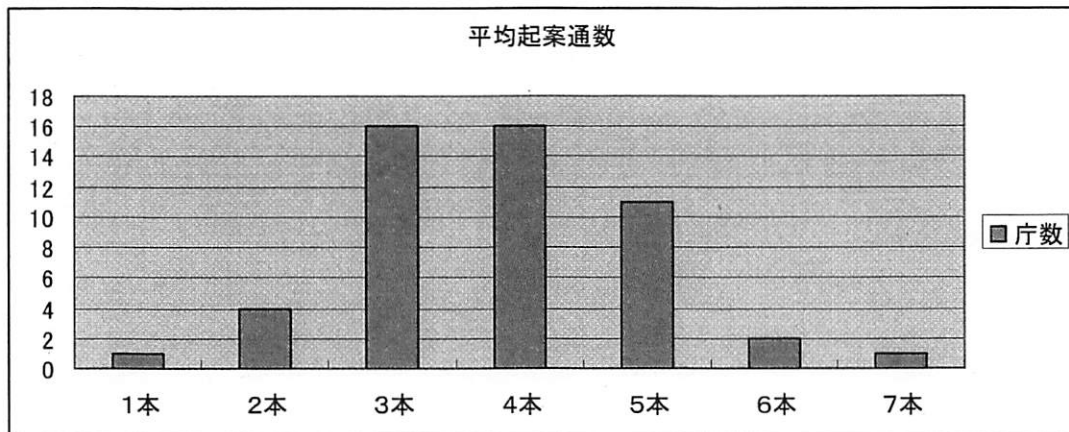
※ 残りの29%は導入起案前の能力等を把握できていないため比較ができないという趣旨のものが回答なし

○ 実務修習開始後の合同修習

- ・ 司法研修所教材DVDを用いた指導 65%
- ・ 指導官による指導・講義 88%
 - 主な内容：刑事手続（進行・証拠法）に関する講義・問題研究，令状講義等
- ・ 時間外等の合同的な勉強会等（判例や事実認定等）を実施 29%
- ・ 所期の目的の達成度
 - 所期の目的を達成 78%
 - 主な理由：・法廷傍聴の導入に有益，刑事裁判の大枠をつかめた
 - ・実務的な知識・理解が深まった
 - 達成できなかった 2%
 - どちらでもない 20%

○ 部における修習

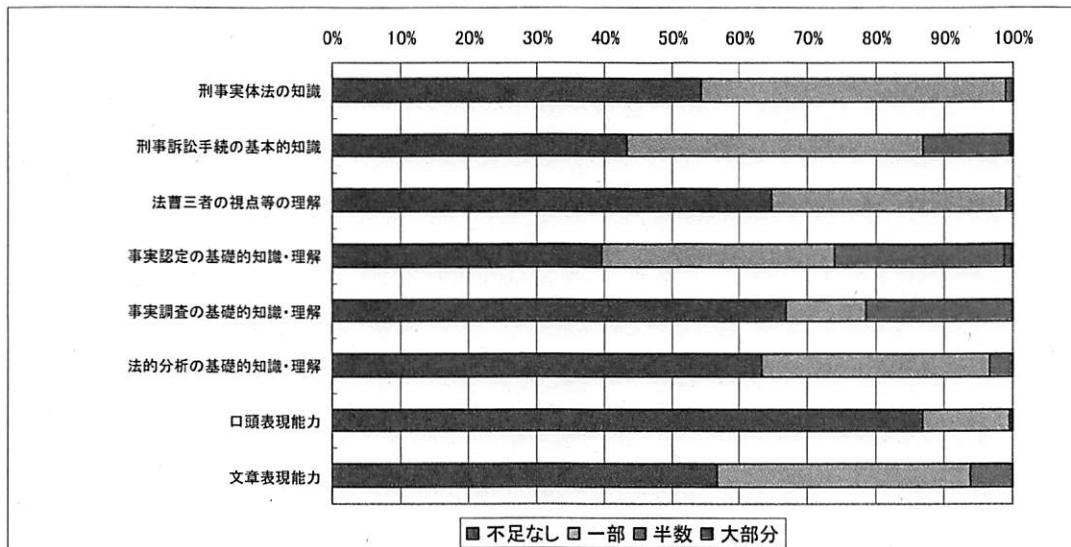
- ・ 平均起案通数（サマリー起案，リサーチペーパー起案，判決全文起案等）



- ・ 既済記録を利用 92%
- ・ サマリー起案を優先 98%
- ・ 判決起案を実施 41%
 - ※ ただし，自白事件や修習生の希望によりつつ，1件程度割り当てる庁が多数。
- ・ 模擬裁判を実施 90%
- ・ 部独自の勉強会実施 47%
 - 主な内容：刑事訴訟手続，令状，事実認定等

○ 分野別実務修習総括

・ 修習開始時の知識・能力の不足



※ 知識・能力の不足についての指摘を受けた修習生数を反映させるため、庁数ではなく、指摘を受けた各庁に配置された修習生数の合計の割合を示した。

・ クールによる違い（40庁が回答）

違いがある 55%

主な理由：クールを経るに従って能力の向上が見られる

違いがない 45%

主な理由：修習生個人の資質の差によるところが大きい
クールによる差が見受けられない

・ 冒頭段階でのカリキュラムの効果（39庁が回答）

不足を補えた 35.9%

補えなかった 64.1%

主な理由：冒頭のカリキュラムのみでは能力の伸長までは図れない
必要な知識・能力はその後の修習においてかん養されるもの
修習生個人の資質によるところが大きい

・ 刑裁修習終了時の修習生の知識・能力修得状況

必要となる知識・能力を修得したと感じた 86%

※ 修得したと感じないとの回答は理由記載なし

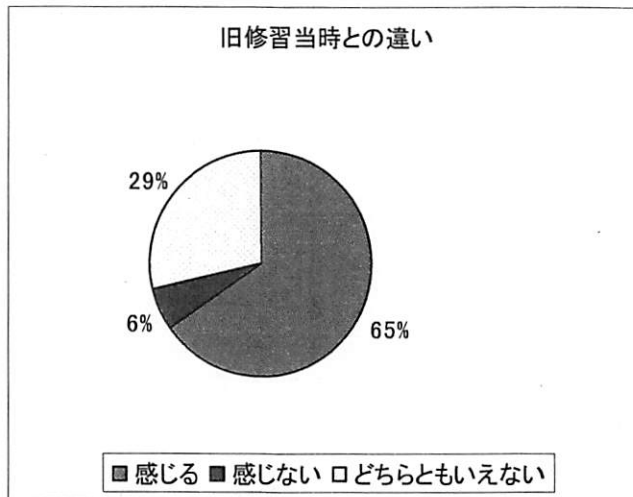
○ 選択型実務修習

・ 提供プログラム

- ① 刑裁深化型・・・50庁
- ② 模擬裁判・・・49庁
- ③ その他・・・・・・2庁

○ 司法修習生の状況等

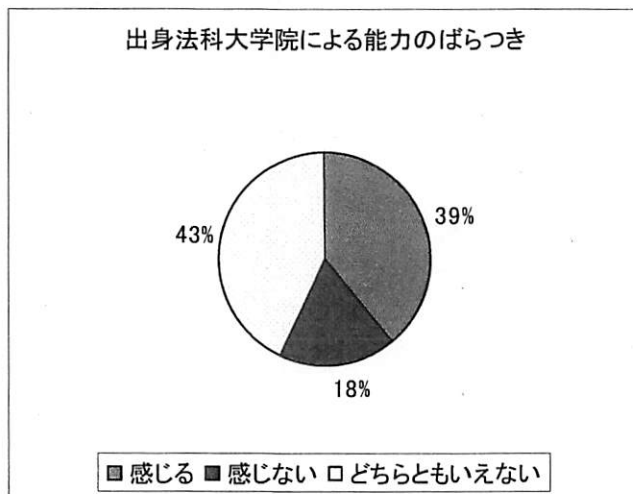
・ 旧修習との比較



新修習生についての意見の例

- ・ 法科大学院でよく勉強しており、判例の知識も豊富で、口頭による説明能力に優れている者が多い
- ・ 書面による表現能力が低い
- ・ 受動的・正解志向が強い
- ・ 修習生間の能力の差が大きい

・ 出身法科大学院による修習生の能力等のばらつき



感じるとした意見

- ・ 事実認定に関する知識、口頭・文章表現力や応用力のばらつきを指摘する庁が多い

以上